

平成8年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査の種類

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により、環境基準健康項目または要監視項目が検出された場合、その汚染範囲等を確認するために実施する。

(3) 定期モニタリング調査

汚染地区を継続的に監視するなど、経年的な変化を把握するために、定期的に実施する。

(4) 定点監視調査

地下水質の経年的な変化を把握するために実施する。

2 調査地点

調査は概況調査60地点、定期モニタリング調査75地点および定点監視調査2地点において実施する。

なお、定期モニタリングの2地点は、概況調査を兼ねて汚染物質以外の項目も調査する。

また、汚染井戸周辺地区調査は汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概 況 調 査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査	定 点 監 視 調 査
調 査 地 区 数	60	汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。	23	2
調 査 地 点 数	60		75	2
調 査 回 数	2回/年		2回/年	2回/年
調 査 機 関	福 井 県	福 井 県	福 井 県	建 設 省

3 調査方法

(1) 調査地点の選定

① 概況調査

昭和48年行政管理庁告示第143号に定める基準地域メッシュの標準地域メッシュ第1次地域区画コードを基準に、その区画内を4等分した区画(5kmメッシュ)を調査対象区域とし、その区域内の地下水の利用状況、人口分布および工場・事業場の立地状況を考慮し井戸を選定する。

なお、選定にあたっては、調査対象区域をさらに1kmメッシュに区切り、主として平成元年度に概況調査を行った井戸の再調査を中心に行う。

② 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸を中心としておおむね2kmにおいて必要な地点を選定する。

③ 定期モニタリング調査

汚染区域内においておおむね5地点を選定する。

- ④ 定点監視調査
継続的な監視が可能な地点を選定する。
- (2) 調査期間
調査は平成8年4月から平成9年3月までとする。
- (3) 調査回数
概況調査、定期モニタリング調査および定点監視調査の調査回数は年2回とする。
汚染井戸周辺地区調査は地区ごとに年1回とする。

4 採取方法

試料は、十分な揚水（地下水の水温が一定）後、採取する。なお、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立てないように静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

5 測定項目

測定項目は調査の種類ごとに下記に掲げる項目とする。

- (1) 概況調査
 - ① 環境基準健康項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン
 - ② 要監視項目
オキシ銅、EPN、ジクロロボス、イプロベンホス、ほう素、ニッケル、モリブデン、アンチモン
- (2) 汚染井戸周辺地区調査
 - ① 環境基準健康項目
概況調査等により汚染の確認された項目および分解生成物について調査する。
なお、ここでいう分解生成物とは、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが地中での物理化学的作用や微生物分解などを受けて生ずるおそれのある物質のことで、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレンの三物質のことをいう。
 - ② 要監視項目
概況調査により汚染の確認された項目について調査する。
 - ③ その他の項目
Mアルカリ度、塩素イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオン、その他解析に必要な項目
- (3) 定期モニタリング調査
汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目および分解生成物について調査する。
- (4) 定点監視調査
 - ① 環境基準健康項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン
 - ② 要監視項目
クロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン

6 測定方法

測定方法は「別表3」に定める方法とする。

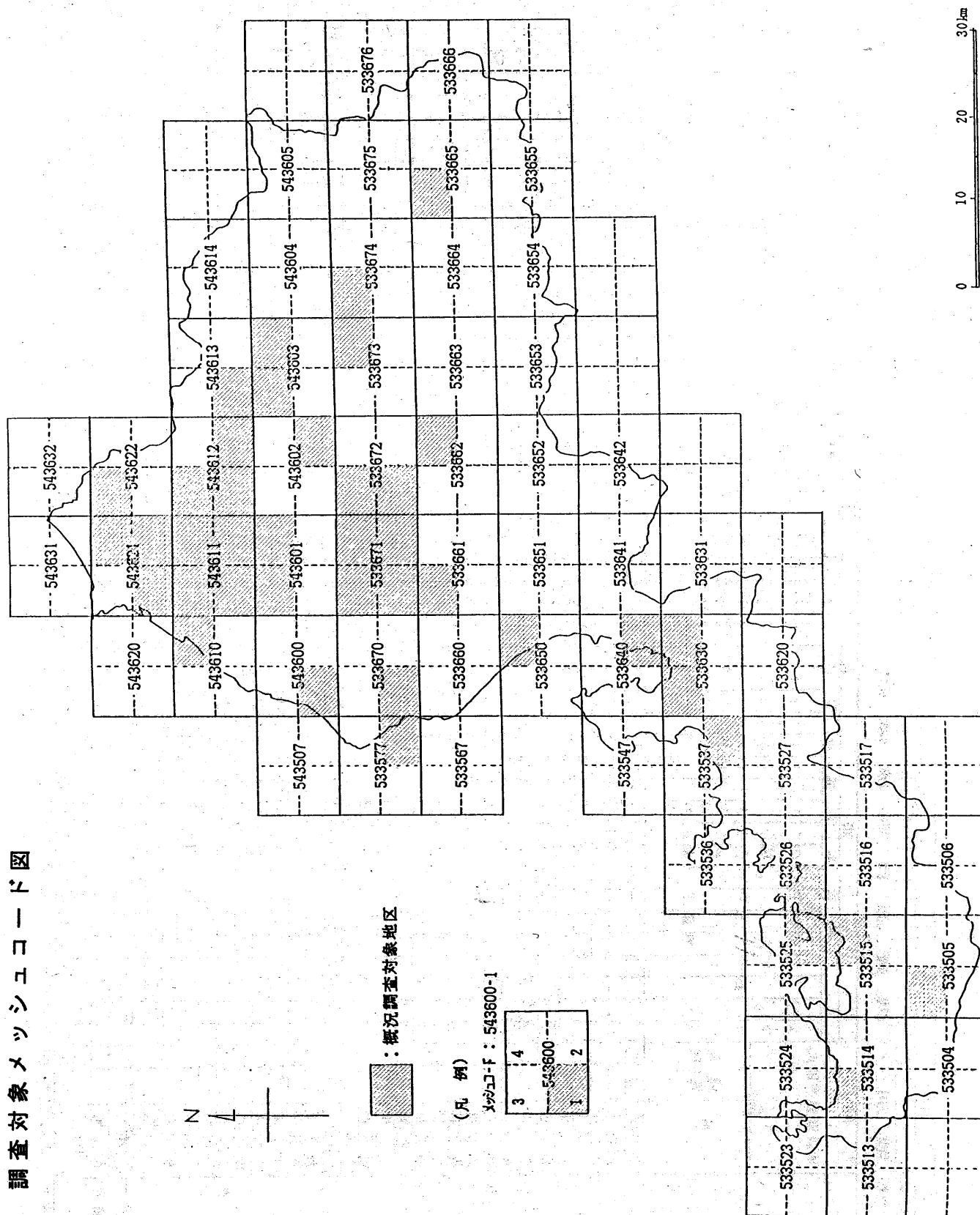
7 調査担当機関

本調査は福井県および建設省近畿地方建設局が担当する。

8 報告

- (1) 調査の報告は、「別表4」の様式により毎月まとめて、翌月の末日までに福井県県民生活部環境保全課長（以下、環境保全課長という。）に報告するものとする。
- (2) 環境基準健康項目および要監視項目で「別表3」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境保全課長に報告するものとする。

9 調査対象メッシュコード図



10 地域別 - 調査項目別検体数

調査名	地域別調査地点		調査項目																		合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			環境基準健康項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			カドミウム	鉛	六価クロム	総水素	P	クロロメタン	四塩化炭素	1,1,1-ジクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	テトラクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	クロロホルム			1,1,2,2-テトラクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン

注) 定期モニタリング地区における武生市の2地点では、概況調査を兼ねて汚染物質以外の項目も含めた調査を実施するため、地点数の合計は(60+75-2)+2=135地点としてカウントされる。

1 1 概況調査

調査機関	調査担当	調査地点	調査月	調査項目														合計													
				環境基準健康項目																											
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	トリクロロエタン	テトラクロロエタン	1,3-ジクロロベンゼン		チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	オキシ銅	EPN	ジクロロボス	イプロベンホス	ほう素	ニッケル	モリブデン	アンチモン	環境基準健康項目	要監視項目
福岡県	201-001	福井市	5, 11								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
	201-002	"	"	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
	201-003	"	"	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
	201-004	"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
	201-005	"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
	201-006	"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
	201-007	"	"	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
	201-008	"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
	201-009	"	"	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
	201-010	"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	8
福岡県	201-073	"	"	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
	(計 11地点)																												297	48	
	202-001	敦賀市	5, 11	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
	202-002	"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
	202-003	"	"	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
	203-004	"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
	203-005	"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
	203-028	"	"	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
	(計 6地点)																													165	24
	福岡県	204-914	武生市	5, 11	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33
204-002		"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
204-922		"	"	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
204-004		"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	8
(計 4地点)																														110	24
205-001		小浜市	5, 11	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
福岡県	205-002	"	"								2	2	2	2	2	2	2	2	2		2									22	
	205-021	"	"	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	8
	(計 3地点)																													88	16

調査名	調査担当機関	調査地点	調査月	調査項目														要監視項目				合計	
				調査項目														要監視項目				合計	
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	！2！ジクロロ	！1！ジクロロ	！1！ジクロロ	！1！ジクロロ	！1！ジクロロ	！1！ジクロロ	！1！ジクロロ	！1！ジクロロ	！1！ジクロロ	！1！ジクロロ	！1！ジクロロ
概況	井	大野市	53673-4	5, 11	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			53673-4	"	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			53673-4	"	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			53674-3	"	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			(計 4地点)																				
			543603-4	5, 11							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			543603-4	"							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			543603-4	"	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			543613-1	"	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			(計 4地点)																				
			53671-3	5, 11							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			53671-3	"	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			53671-4	"							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			53672-3	"	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			53671-2	"							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			(計 5地点)																				
調査	井	美山町	543602-2	5, 11							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			(計 1地点)																				
			543612-2	5, 11							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			543612-2	"	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			(計 2地点)																				
			543603-3	5, 11	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			(計 1地点)																				
			53665-3	5, 11	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			(計 1地点)																				
			543621-1	5, 11							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			(計 1地点)																				
			543621-2	5, 11							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			(計 1地点)																				
			(計 1地点)																				

調査地点			調査月	調査項目																要監視項目										合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
				環境基準										健康項目						要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
調査担当機関	調査地名	井戸番号	所在地	マッシュコード	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサジエン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	セレン	チオベンカルブ	シマジン	1,3-ジブチルベン	イソプロペンホス	ジクロルボス	E P N	オキシシン銅	ニコチン	モリブデン	アンチモン	環境基準健康項目	要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

12 定期モニター調査

[illegible]

[illegible]

調査名			調査担当機関	調査地点		調査月	調査項目														合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
調査	地点	井戸番号		所在地	環境基準		調査項目	要監視項目	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
定期モニタリング調査	定	期	モ	ニ	タ	リ	ン	グ	調	査	要	監視項目	環境基準健康項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目

1 3 定点監視調査

調査担当者機関	調査地点		調査月	調査項目																									合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				環境基準健康項目												要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				カドミウム	鉛	六価クロム	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサジエン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	クロロホルム	クロロベンゼン	セレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	クロロホルム	クロロベンゼン	ブロビザミド	EPN		ジクロロボス	フェノブカルブ	イプロベンボス	クロロニトロベンゼン	トルエン	キシレン	要監視項目	環境基準健康項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	

14 別表3 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/ℓ)	測定方法
環境基準	カドミウム	0.001	日本工業規格K0102(以下「規格」)55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」)付表1に掲げる方法
	全シアン	0.1	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.005	規格54.2、54.3若しくは54.4に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
	六価クロム	0.04	規格65.2.1に定める方法
	砒素	0.005	規格61に定める方法又は告示付表2に掲げる方法
	総水銀	0.0005	告示付表3に掲げる方法
	P C B	0.0005	告示付表5に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	トリクロロエチレン	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.0005	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	告示付表6に掲げる方法
	シマジン	0.0003	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法
健康項目	チオベンカルブ	0.002	同上
	ベシレン	0.001	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	規格67.2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法
要監視項目	クロロホルム	0.006	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号(以下「通知」))付表1の第1、第2又は第3に掲げる方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.03	同上
	イソキサチオン	0.0008	通知付表2の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	同上
	イソプロチオラン	0.004	同上
	オキシシン銅	0.004	通知付表3に掲げる方法
	クロロタロニド	0.004	通知付表2の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	同上
	E P N	0.0006	同上
	ジクロルボス	0.001	同上
	フェノブカルブ	0.002	同上
	イプロベンホス	0.0008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	同上
	トルエン	0.06	通知付表1の第1、第2又は第3に掲げる方法
	キシレン	0.04	同上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	通知付表4の第1又は第2に掲げる方法
	ほう素	0.02	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は通知付表5に掲げる方法
要監視項目	フッ素	0.1	規格34.1に定める方法又は通知付表6に掲げる方法
	ニッケル	0.005	規格59.3に定める方法又は通知付表5若しくは付表7に掲げる方法
	モリブデン	0.01	規格68.2に定める方法又は通知付表5若しくは付表7に掲げる方法
	アンチモン	0.001	規格62.2に定める方法又は通知付表8に掲げる方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.01	規格43に定める方法

区分	項目	報告下限値 (mg/ℓ)	測定方法
その他の項目	pH	—	規格12.1に定める方法
	電気伝導度	1(μS/cm)	規格13に定める方法
	アルカリイオン	0.5	日本工業規格K0101の13.1に定める方法
	塩素イオン	0.5	規格35.3に定める方法又は自動分析(チオン酸第2法)
	硫酸イオン	0.5	規格41.3に定める方法
	硝酸イオン	0.1	規格43.2.3に定める方法
	ナトリウムイオン	0.1	規格48.1に定める方法
	カリウムイオン	0.1	規格49.1に定める方法
	カルシウムイオン	0.1	規格50.2に定める方法
	マグネシウムイオン	0.02	規格51.2に定める方法

注：硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算計数0.2259を、また、亜硝酸性窒素の濃度は亜硝酸イオンの濃度に換算計数0.3045を、それぞれ乗じて求める。

15 別表4 地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)																
調査区分																
市町村名																
地区名																
井戸番号																
井戸の深度(m)																
井戸の別																
用途																
採水年月日				.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
採水時刻				:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
水温(℃)																
環境基準健康項目	カドミウム(mg/l)															
	全シアン(mg/l)															
	鉛(mg/l)															
	六価クロム(mg/l)															
	砒素(mg/l)															
	総水銀(mg/l)															
	アルキル水銀(mg/l)															
	PCB(mg/l)															
	ジクロロメタン(mg/l)															
	四塩化炭素(mg/l)															
	1,2-ジクロロエタン(mg/l)															
	1,1-ジクロロエチレン(mg/l)															
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)															
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)															
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)															
	トリクロロエチレン(mg/l)															
	テトラクロロエチレン(mg/l)															
	1,3-ジクロロプロペン(mg/l)															
	チウラム(mg/l)															
	シマジン(mg/l)															
	チオベンカルブ(mg/l)															
	ベンゼン(mg/l)															
	セレン(mg/l)															
要監視項目	クロロホルム(mg/l)															
	トランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)															
	1,2-ジクロロプロパン(mg/l)															
	P-ジクロロベンゼン(mg/l)															
	イソキサチオン(mg/l)															
	ダイアジノン(mg/l)															
	フェニトロチオン(mg/l)															
	イソプロチオラン(mg/l)															
	オキシシン銅(mg/l)															
	クロロタロニル(mg/l)															
	プロピザミド(mg/l)															
	EPN(mg/l)															
	ジクロルボス(mg/l)															
	フェノブカルブ(mg/l)															
	イプロベンホス(mg/l)															
	クロルニトロフェン(mg/l)															
	トルエン(mg/l)															
	キシレン(mg/l)															
	フタル酸ジエチルヘキシル(mg/l)															
	ほう素(mg/l)															
	フッ素(mg/l)															
	ニッケル(mg/l)															
	モリブデン(mg/l)															
アンチモン(mg/l)																
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/l)																
その他の項目	M-アルカリ度(mg/l)															
	塩素イオン(mg/l)															
	硫酸イオン(mg/l)															
	ナトリウムイオン(mg/l)															
	カルシウムイオン(mg/l)															